

和泉市建設工事特別簡易型総合評価落札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事に係る競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）のうち、特別簡易型総合評価落札方式（以下「特別簡易型」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(採用方式)

第2条 本市が採用する総合評価落札方式は、特別簡易型（同種工事の施工実績等の定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式をいう。）及び高度技術提案型（入札参加者から設計、施工及び維持管理に係る技術提案を募集し、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。）とする。なお、本要綱は特別簡易型の規定を定めるものとし、高度技術提案型総合評価落札方式の規定は別に定めるものとする。

(対象工事)

第3条 特別簡易型により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 設計金額が9,000万円以上（工種が土木一式、建築一式又は土木積算に基づく管の場合は1.5億円以上）の建設工事であること。
- (2) 工種が土木一式、建築一式、電気、管、舗装又は造園のいずれかであること。
- (3) 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事であること。
- (4) 入札者の施工能力、工事实績、地域貢献等と入札価格を一体として評価することにより、粗雑工事を防止し、不良不適格業者の排除を図り、その結果として工事事目的物の品質の向上が見込まれる工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、特別簡易型によらないことができる。

- (1) 予算執行が可能となった日から起算して3か月以内に契約又は仮契約の締結を要する工事
- (2) 入札不調または中止となった工事で、当該工事の入札不調または中止となった日から起算して4か月以内に契約又は仮契約の締結を要する工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、次条に定める和泉市建設工事総合評価委員会が特別簡易型によらない合理的な理由があると認める工事

(総合評価委員会)

第4条 特別簡易型による入札を実施するに当たり、落札者決定基準の審査を行うため、

和泉市建設工事総合評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

2 評価委員会の委員は、和泉市建設工事請負業者指名委員会の委員をもって充てる。

3 評価委員会の運営は、和泉市建設工事請負業者指名委員会規則（昭和50年和泉市規則第20号）の例による。

（学識経験者の意見聴取）

第5条 市長は、特別簡易型を実施するに当たり、和泉市専門委員設置規則（平成24年和泉市規則第68号）別表に定める和泉市建設工事総合評価審査委員（以下「審査委員」という。）としてあらかじめ2人以上の学識経験を有する者に委嘱し、次に掲げる事項について意見を聞かなければならない。

（1）落札者決定基準を定めようとするとき

（2）前号の規定による意見の聴取において、落札者決定基準に基づいて落札候補者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合

2 前項の意見聴取の方法は、審査委員ごとに個別に意見を聴取することができるものとする。

（落札者決定基準）

第6条 落札者決定基準には、評価項目、評価方法及び落札者決定の方法を定めるものとする。

2 落札者決定基準は、前条の規定による意見聴取の結果を踏まえ、評価委員会で決定する。

3 落札者決定基準は、原則として別表で定めるとおりとする。ただし、特殊な工法を用いる工事等に関しては工事原課と協議し、必要に応じて別表とは別に落札者決定基準を定めるものとする。

（落札者の決定）

第7条 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の算出方式は除算方式とし、評価の方法は、標準点（100点）と入札参加者が提出した技術提案資料に基づき算出した評価点（以下「加算点」という。）の合計によって得られた技術評価点を当該入札参加者の入札価格で除して得られた評価値をもって行う。

技術評価点 = 標準点（100点）+ 加算点（10点）

評価値 = 技術評価点 / 入札価格

2 前項の場合において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、抽選で落札者を決定する。

（入札公告等に関する事項）

第8条 特別簡易型で発注する場合は、入札公告等に次に掲げる事項を明示するものとする。

（1）特別簡易型の対象工事であること

- (2) 入札参加に必要な要件
 - (3) 入札参加に必要な書類の提出期限及び提出場所
 - (4) 落札者決定基準
 - (5) 低入札価格調査制度が適用される場合はその旨
 - (6) 失格基準を設けた場合はその旨
 - (7) その他必要な事項
- 2 特別簡易型で発注する場合は、和泉市制限付一般競争入札実施要綱（平成10年10月21日制定）第4条第1項第6号に規定する市内業者の下請活用は適用しないものとする。
- （技術提案等が達成されなかったときの対応等）
- 第9条 落札者の技術資料等に虚偽の記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除又は和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成17年4月28日制定）の規定に基づき指名停止措置を講じることができるものとする。
- 2 落札者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、落札者は本市の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。
- 3 前項の場合、落札者が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額を違約金の額とする。
- （発注実績の検討）
- 第10条 本要綱に基づく特別簡易型の発注については、入札参加者数の推移や建設工事市場等を注視した上で各年度末までに発注実績の検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- （その他）
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施にあたって必要な事項は市長が別に定める。

附 則（平成21年12月1日）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月25日）

この訓令は、平成28年7月25日から施行する。

附 則（平成30年6月1日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和5年10月26日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 （令和6年3月21日）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 （令和7年9月1日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 （令和8年3月12日制定）

- 1 この訓令は、令和8年6月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の和泉市建設工事特別簡易型総合評価落札方式実施要綱の規定は、令和8年6月1日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。

別表

評価項目及び評価方法

評価分類	評価項目	評価内容	評価方法	配点	評価点
企業の施工能力	元請工事の施工実績	過去15年間における同工種の元請の完成工事実績の有無（受注形態が共同企業体の場合、出資比率が30%以上） ※ただし、複数の実績がある場合でも申請は1案件とする	当該公告案件の設計金額の100%以上の工事実績（1,000万円未満切捨て）	2.0点	/ 2.0
			当該公告案件の設計金額の75%以上100%未満の工事実績（1,000万円未満切捨て）	1.5点	
			当該公告案件の設計金額の50%以上75%未満の工事実績（1,000万円未満切捨て）	1.0点	
			当該公告案件の設計金額の25%以上50%未満の工事実績（1,000万円未満切捨て）	0.5点	
			当該公告案件の設計金額の25%未満の工事実績（1,000万円未満切捨て）	0.0点	
	ISOの認証取得	ISO9001又はISO14001の認証取得	いずれも取得している	1.0点	/ 1.0
			いずれかを取得している	0.5点	
			いずれも取得していない	0.0点	
	建設キャリアアップシステムの登録	建設キャリアアップシステムにおける事業者登録の状況	登録あり	0.5点	/ 0.5
			登録なし	0.0点	
配置予定技術者の能力	元請工事の技術者の実績	過去15年間における同工種の元請の完成工事実績の有無（受注形態が共同企業体の場合、出資比率が30%以上） ※ただし、複数の実績がある場合でも申請は1案件とする ※着工から工事完了まで従事した実績に限る	当該公告案件の設計金額の100%以上の工事実績（1,000万円未満切捨て）	2.0点	/ 2.0
			当該公告案件の設計金額の75%以上100%未満の工事実績（1,000万円未満切捨て）	1.5点	
			当該公告案件の設計金額の50%以上75%未満の工事実績（1,000万円未満切捨て）	1.0点	
			当該公告案件の設計金額の25%以上50%未満の工事実績（1,000万円未満切捨て）	0.5点	
			当該公告案件の設計金額の25%未満の工事実績（1,000万円未満切捨て）	0.0点	

評価分類	評価項目	評価内容	評価方法	配点	評価点
地域精通 度・地域貢 献度	地理的要件	和泉市内に和泉市登録の 本店、支店又は営業所の有 無 (申請日現在)	和泉市内に和泉市登録の本店あり	1.0点	/ 1.0
			和泉市内に和泉市登録の支店又は営業 所 あり	0.5点	
			和泉市内に和泉市登録の本店、支店又は 営業所いずれもなし	0.0点	
	防災協定	和泉市との防災協定締結の 有無（公告日時点）	締結あり	1.0点	/ 1.0
			締結なし	0.0点	
	和泉市発注 の元請工事 の施工実績	過去15年間に於ける和泉 市発注の契約金額4,000万 円以上の完成工事の元請実 績の有無	実績あり	0.5点	/ 0.5
			実績なし	0.0点	
	市内業者 育成	過去15年間に於ける完成 工事において、和泉市内に 本店、支店又は営業所のい ずれかを置く建設業者（建 設業を営む者）を一つの工 事で500万円以上（複数者 の合計でも可）の下請契約 の実績の有無	2工事以上	1.0点	/ 1.0
			1工事	0.5点	
			実績なし	0.0点	
	市内下請の 活用 (工事のみ)	当該公告案件の一次下請に おける市内・準市内業者（和 泉市内に本店、支店又は営 業所のいずれかを置く建設 業許可業者）数	2者以上	1.0点	/ 1.0
			1者	0.5点	
0者			0.0点		
合計			10点		